

31 介第 3109 号
令和 2 年 2 月 28 日

介護サービス事業所 管理者 様

岡 崎 市 長

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に係る介護報酬、人員、施設・設備及び運営基準等の臨時的取扱いについて（通知）

日頃は、介護保険事業の運営に御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。
今般の新型コロナウイルス感染症への対応として、本市におきましても令和 2 年 3 月 2 日より市内の小中学校が休校になるなど大きな影響が出ているところです。各事業所においても、新型コロナウイルス感染症の患者等への対応等により一時的に人員基準を満たすことができなくなる事が想定されます。この場合については、令和 2 年 2 月 24 日付け「介護保険最新情報 Vol. 770」のとおり、柔軟な取扱いを可能とします。なお、一時的に人員基準を満たすことができない場合においては、その旨を記録として残しておいていただき、別途市への報告を依頼しますので、よろしくお願いいたします。

また、利用者やその家族等及び他事業所職員等と直接対面して行う業務のうち、サービス担当者会議等業務上の会議やモニタリングについては、代替措置として電話や F A X 等による、照会や聞き取り等の方法で行うことも可能とします。この場合は、経緯を支援経過等に記録してください。新規の利用者については、臨時的取扱い期間が終了後において、利用者やその家族等と直接面談を行い、アセスメントが適切なものであるかの検証を行うようにしてください。

なお、利用者の自宅へ訪問する各居宅系サービス事業所につきましては、感染症予防対策を講じた上でサービスを提供するよう努めてください。

本取扱いは保険者が岡崎市である利用者に対するものとなり、期間限定のものとし、終了する際には改めて通知します。

サービスに関すること	福祉部介護保険課給付係	電話：23-6682
指定に関すること	事業所指定係	電話：23-6646
指導に関すること	指導監査係	電話：23-6830